○国土交通省告示第三百七十八号

奥尻空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月十五日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　空港の名称及び位置　奥尻空港　北海道奥尻郡奥尻町

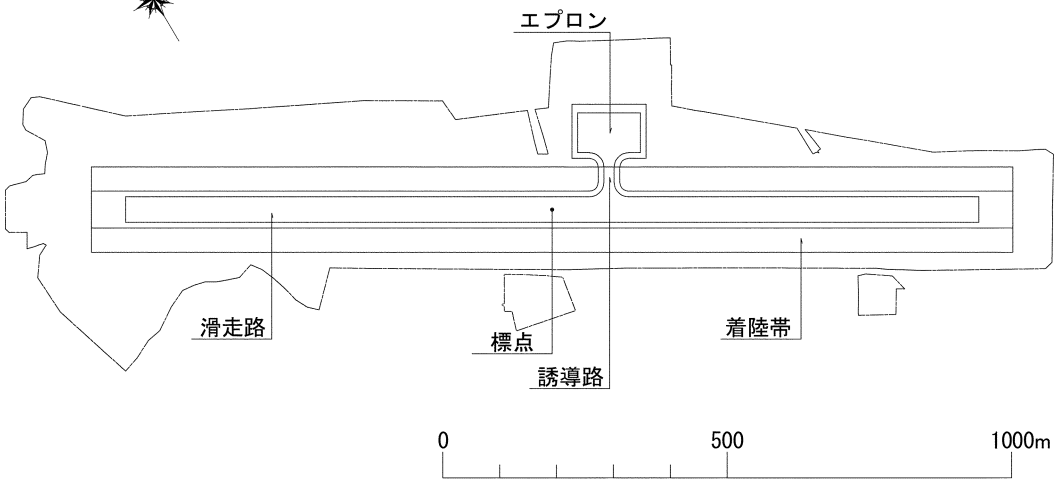
三　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第百七号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　五十四万九千八百十八平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を北海道庁において縦覧に供する。

別図　奥尻空港



○国土交通省告示第三百七十九号

多良間空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月十五日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

二　空港の名称及び位置　多良間空港　沖縄県宮古郡多良間村

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第六百七十六号及び平成十五年国土交通省告示第千二百六十八号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　三十六万三千六百三平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を沖縄県庁において縦覧に供する。

別図　多良間空港

